

自費工事とは工事を必要とする方が道路管理者の承認を得て工事費を負担し、行う工事です。

申請前に必ず担当と事前相談を行ってください。(メール等での相談可)

担当：土木部管理課占用係 区役所南館5階25番d窓口

電話：03-3579-2505 FAX：03-3579-5435

E-mail：d-senyo@city.itabashi.tokyo.jp

申請を受け付けてから承認までの期間の目安は14日程度です。

【自費工事施行承認申請のご案内】

申請書提出部数：志村・高島平警察署管内 → 正1・副3 合計4部提出

板橋警察署管内 → 正1・副2 合計3部提出

◆ 申請書について

- 1.申請者 ①永久的な工事の場合＝施主（建築主・事業主等）
②一時的な工事（復旧時期がわかっている工事）の場合＝受注者・施工業者のどちらか
- 2.工事目的
 - ・新築工事に伴う外構整備
 - ・駐車場新設に伴う出入口確保
 - ・新築工事に伴う工事用車両の一時乗入れのためなど、具体的に記載してください。なお、物件名は記載不要です。

3.工事場所 住居表示で記入してください。

4.工事概要 計画平面図の数量と合うように工事種別ごとに記入してください。

5.工事期間 舗装復旧が終わるまでの期間を記入してください。

6.受注者 施主から工事を受注している業者。

7.現場施工者 自費工事申請箇所を工事する業者。

※区役所に申請後、所轄警察署に申請書をお持ちいただき、意見欄に警察の意見をもらっていただきます。

警察が意見を記載した自費工事の申請書は、承認書を受け取りの際に必ず窓口にお持ちください。

押印廃止に伴いメール等での申請を受付けますが、区から警察へ意見照会をするために承認まで1ヵ月程度かかります。

◆ 添付書類について

1.案内図 申請箇所がどこなのか分かるように**朱線**で表示してください。

2.現況平面図 道路幅員、L形や境石等の設置状況、既存のL形切下げや歩道切下げの位置及び延長、ガードパイプや街路灯の設置位置など、申請箇所の現況を詳細に記入してください。

3.計画平面図 ①工事目的がわかるように計画地の配置（車庫等）を記入してください。

②工事種別ごとに色分けし、延長や幅を記入してください。

4.現況写真 正面及び側面から近景・遠景それぞれを撮影したものを複数枚添付してください。

◆ 構造図

承認書と一緒に該当する構造図をお渡しします。

※板橋区土木部工事設計課のホームページからダウンロードもできます。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/douro/hsou/kouzouzu/index.html>

◆各施工に伴い協議が必要なもの ※必ず事前に電話でアポイントをとってください。

【区・協議先】

・環状8号線から南側の地域	南部土木サービスセンター	工事調整係	03-3579-2508
	//	補修係	03-3579-1178
・環状8号線から北側の地域	北部土木サービスセンター	工事調整係	03-5398-7333
	//	補修係	03-5398-1251
・街灯移設等	区内全域	工事設計課（南館5階）	施設設計係 03-3579-2544

◎ L形側溝切下げ

車両乗入れ部は必ずL形側溝を5cm段差に切下げしてください。

L形側溝上にステップ等を置くことは、違法なもので許可できません。

L形側溝を切下げないで車両を乗入れし、L形側溝が壊れた場合はご自身の費用で直す必要があります。

◎ 植樹帯（支障となる植栽は移植していただきます）

撤去・移設については、申請前に所管の土木サービスセンター補修係と協議の上、念書を提出してください。念書が提出されるまで、自費工事の承認はできません。

◎ カーブミラー・標識（区で管理しているもの）等

撤去・移設については、申請前に所管の土木サービスセンター補修係と協議してください。また、撤去した物品は、適正に処分してください。

◎ ガードパイプ・防護柵等

歩行者の安全を守る施設であるため、必要最小限の撤去しか認めていません。撤去し再利用しない物品は、適正に処分してください。

◎ 街路灯（商店街灯については各商店街と協議が必要です）

撤去・移設については、申請前に工事設計課施設設計係と位置や照度等について協議してください。

◎ バス停・交通規制標識（警察管理）・消火栓標識・電柱等

移設については、申請前にそれぞれの管理者と協議してください。

◎ その他

- ・歩道切下げやガードパイプ撤去等の延長が長い場合は、車両軌跡図等の根拠資料を提出していただきます。
- ・交差点付近での切下げは、申請前に所轄警察署から承認を得ていただくことがあります。
- ・道路上で工事・作業を行う場合は、自費工事の申請とは別に所轄警察署に道路使用許可申請が必要です。

◆ 舗装復旧前の立会い

新築等で自費工事以外に企業者の引き込み工事（ガス・水道・下水等）で道路掘削があった場合、舗装本復旧前に所管の土木サービスセンター工事調整係にご連絡いただき、立会いのうえ舗装本復旧範囲を決定します。

◆ 工事完了後

必要な内容（自費工事完了届及び検査願の裏面に記載された内容）を満した工事写真を添付して、速やかに（工事完了後30日以内）「自費工事完了届及び検査願」を提出してください。

工事完了後30日以内に写真が提出されない場合、または写真が不足していた場合は、受注者または現場施工者立会いの上、施工部を一部掘削していただき、完了検査を行います。現場の復旧等、検査に要する費用は検査を受ける方の負担となります。

◇ 区では施工業者を指定していません。施工業者が見つからない場合には、

板橋土木事業協同組合 03-3972-5692 に連絡し相談してください。